

# 中央環境審議会自然環境部会 自然公園等小委員会（第35回）

---

## 国立公園事業の決定・廃止・変更案件 に関する説明資料

（当日説明なし）

# 阿寒摩周国立公園 かみ こ いけ えんち 神の子池園地

**決定**

区域面積：4.3ha

執行者（予定者）：清里町

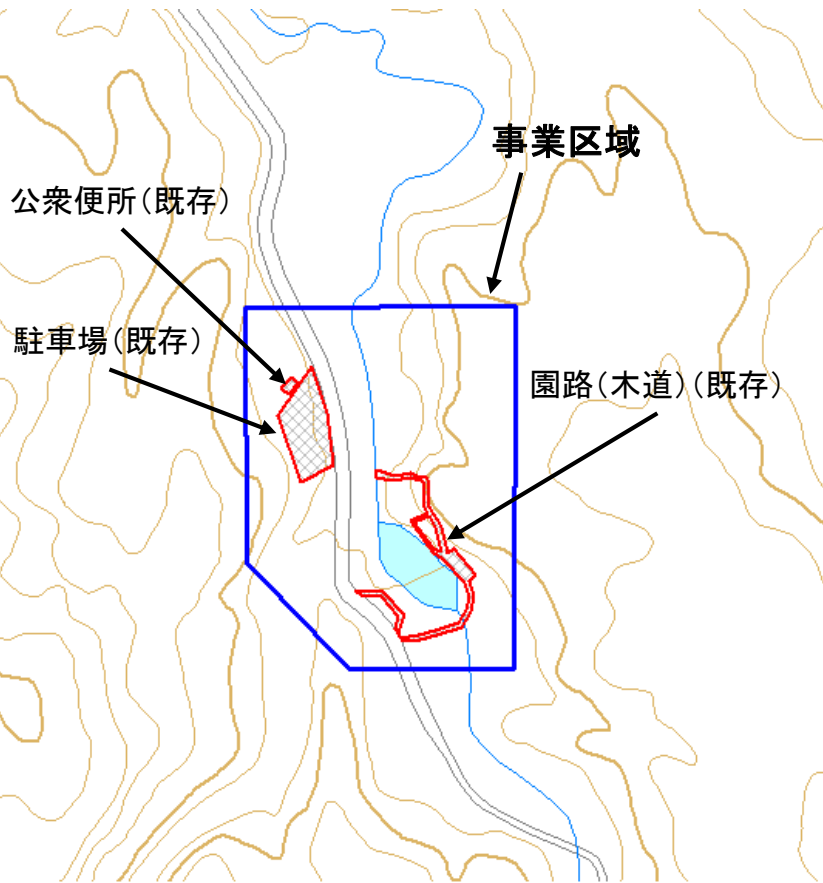
第3種特別地域、普通地域（公有地（国有林借地））

## ●位置図



○摩周湖カルデラ北側山麓部に位置する神秘的な雰囲気  
を有する湖沼であり、近くの裏摩周展望台とともに  
日帰りでの森林浴・自然探勝による利用がみられる。

## 神の子池園地決定区域図



## 事業規模

区域面積：4.3ha



駐車場



公衆便所



園路(木道) 出入口



園路(木道)

○事業決定の理由、事業規模の根拠（理由）等

平成29年度の公園計画変更（5次点検）の際、神の子池を含む摩周カルデラ北側外輪山山麓が公園区域に拡張されたことに伴い、当該園地の事業決定を行う。決定規模は、既存の施設を包含し、かつ事業執行予定者である清里町が今後整備を検討している休憩所の敷地を考慮した範囲としている。

## 既存施設の把握（駐車場、トイレ、園路）

施設整備者：清里町

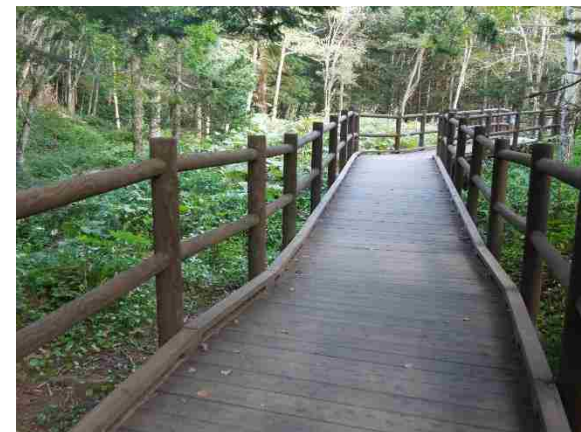
- 清里町単独事業として、池周辺の踏込みによる荒廃を防ぐため園路を整備しているほか、利用環境向上のため駐車場、トイレが整備されている。



駐車場



公衆便所



園路

## トイレ改修及び休憩所の整備

執行予定者：清里町

- 自然環境整備交付金を活用し既存トイレの改修及び休憩所（四阿等）を整備する予定（現地の静穏な雰囲気壊さないよう大規模な整備は行わない）

## 自然環境への影響

神の子池園地は清里町により必要最低限の施設（駐車場・トイレ・園路（木道））が整備済みで、老朽化の著しいトイレについては、今後、改修を行う予定。また、小規模な休憩所の整備を予定している。いずれも小規模な整備であり、自然環境への影響は抑えられる。

既存園路（木道）は池周辺への利用者の踏み込みによる荒廃を抑止する効果もあり、池（核心部）への影響を及ぼすものではない。



## 利用について

神の子池の神秘的な雰囲気求めて訪れる観光客等が快適に利用できる環境整備が必要である。神の子池特有の雰囲気を楽しむことに重点を置き、整備は最低限の規模とする。

既存施設の管理は引き続き清里町が行い、改修・新設予定の施設も清里町が整備・管理を行う。



十和田八幡平国立公園

とわだこ がいりんざんせん どうろ

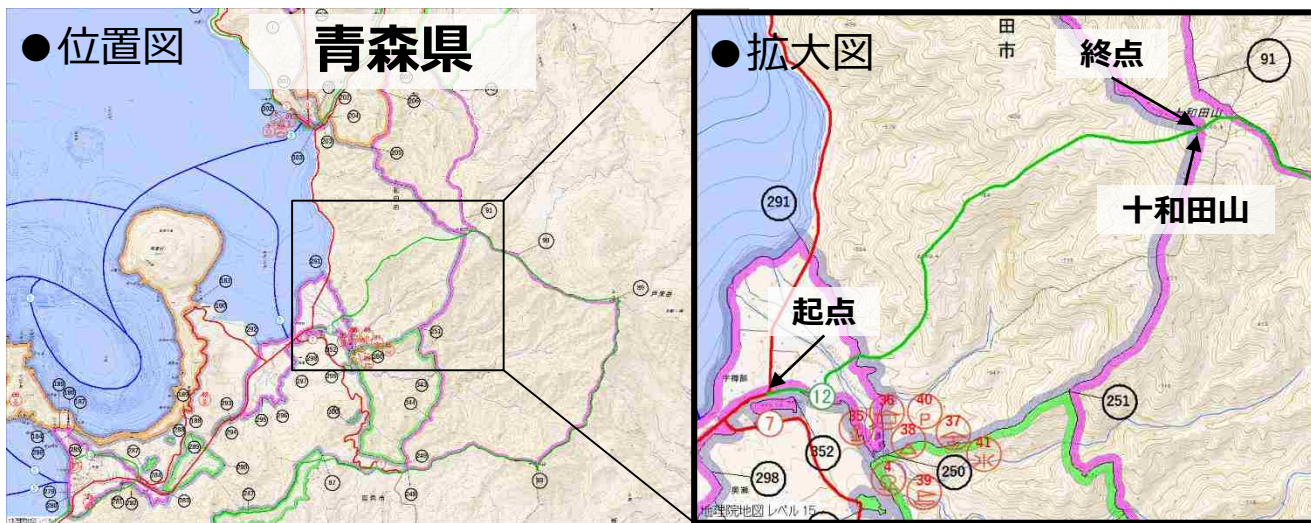
**変更**

路線距離：7.2km→10.8km

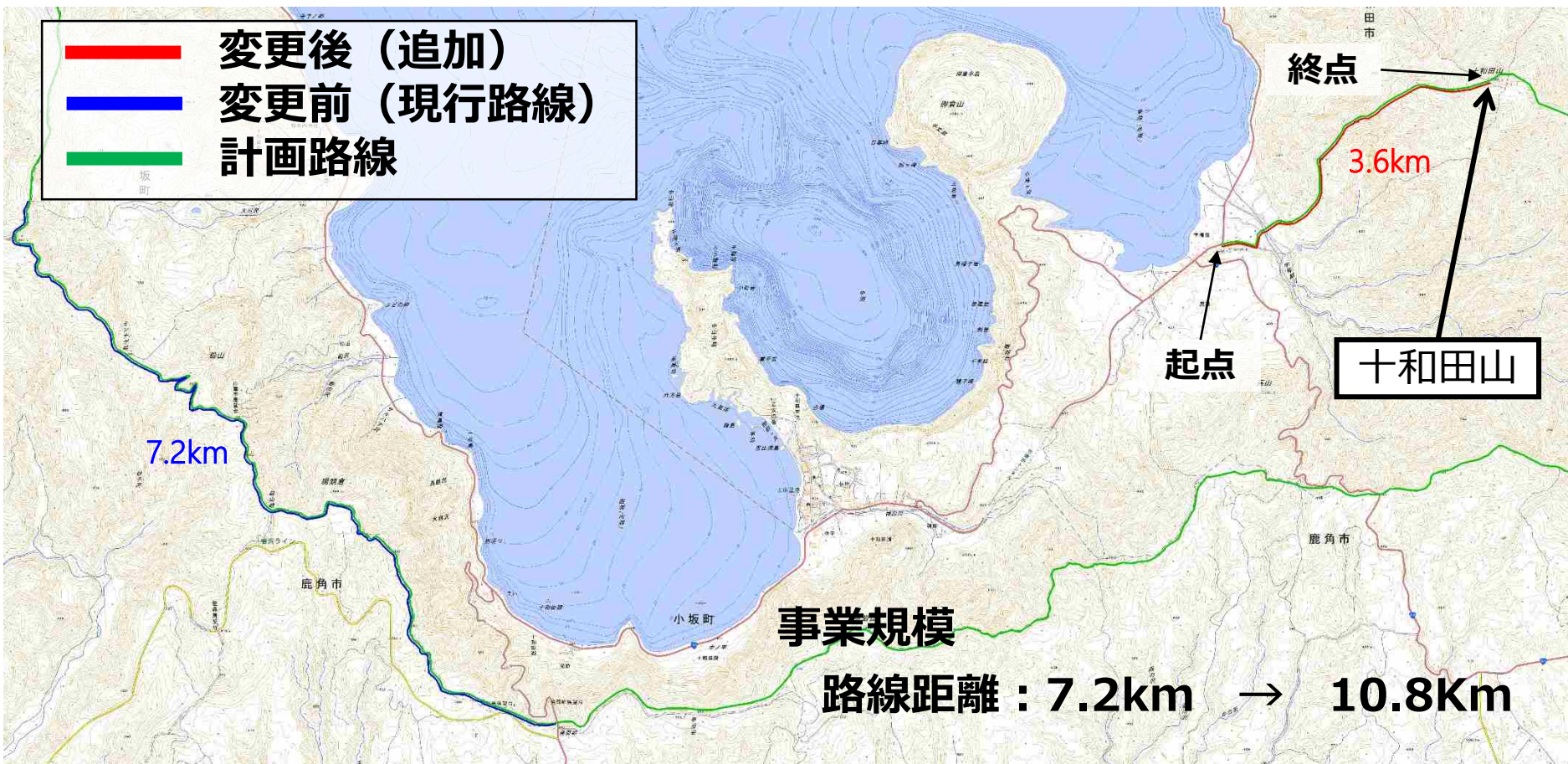
執行者（予定者）：環境省、秋田県

十和田湖外輪山線道路（歩道）

第1、2種特別地域（国有林）



○青森県十和田市から秋田県小坂町に至る十和田湖の外輪山に位置する歩道で、十和田湖を一望することができる。外輪山は約1,000mのラインで構成されており、その中でも一番標高が高い十和田山（標高1,054m）からは、十和田湖の火山活動を象徴する内壁も眺望することができる。



○国立公園満喫プロジェクト十和田八幡平国立公園ステップアッププログラム  
2020に記載の「外輪山（十和田山）において、新規の登山道整備を行う」に対応  
するため、環境省において歩道を維持管理するとともに、標識を整備する予定。

## 満喫プロジェクトに伴う整備

執行予定者：環境省

- 十和田八幡平国立公園ステップアッププログラム2020に記載の「外輪山（十和田山）において、新規の登山道整備を行う」に対応するため、環境省において歩道を維持管理するとともに、標識（多言語化）を10基程度（山頂・入口各1基、導標（山頂まで○km等）約8基）を予定。





## 自然環境への影響

○外輪山の西側のルートについては、秋田県において事業執行が行われており、登山道を適切に維持管理することで登山道沿線の植生の保護（登山道幅の刈り払いを行うことで、歩道以外を迂回して使用することが無くなること）が図られるとともに登山者の利用の用に供している。

○事業決定を行う外輪山の東側に位置する十和田山までのルートは、以前は使用されていたものの管理者不在により場所によっては荒廃していることから、今後、国有林を環境省が借地する予定。草刈りや標識設置等の適切な維持管理及び標識整備を行う計画で、快適な利用が確保され、周囲の自然環境への負荷の軽減が図られるものである。



十和田山に至る登山道の途中からの眺望

## 屎尿対策について

○十和田山までは片道4 km弱で、徒歩2時間程度であることから、登山道入口に至る青森鹿角線道路（車道）（国道103号線）沿いにある公衆トイレ（宇樽部駐車場事業の付帯施設：青森県事業執行）を使用することで、屎尿の問題が生じることはないと考えている。

# 十和田八幡平国立公園 後生掛宿舎

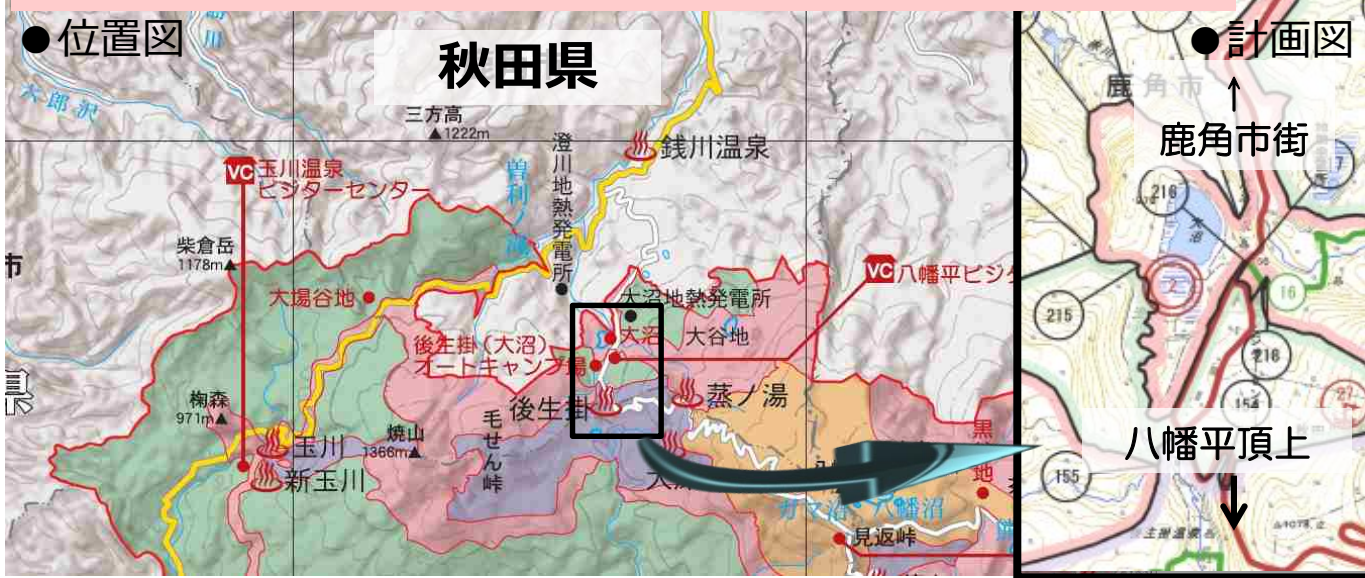
**変更**

最大宿泊者数：450人日→650人日

区域面積：変更なし（2.3ha）

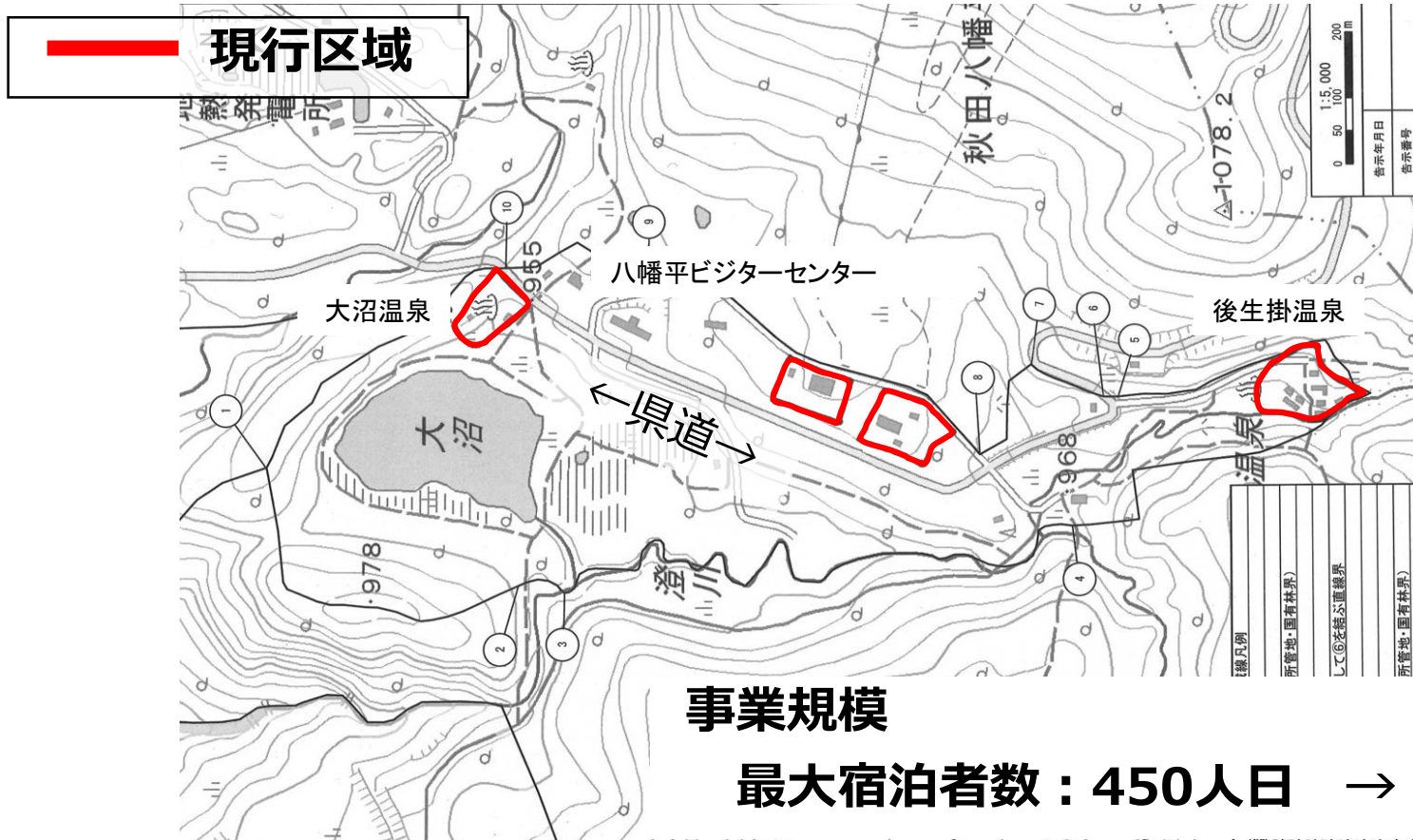
執行者：民間

第1・2・3種特別地域（国有林）



○八幡平の北西麓、標高950mに位置する大沼と後生掛温泉周辺である。

○主な利用形態は、大沼を周回する自然散策、湯治、登山等であり、当該施設は周辺の滞在及び温泉利用のための施設として利用されている。



○公園計画再検討に合わせた平成27年度の事業決定の変更の際に、既存施設の最大宿泊者数を下回る事業決定がされていたため変更するもの。

○既存宿舎4軒の合計最大宿泊者数584人日。

## 既存宿舎の把握

- 民間により、「後生掛温泉」「八幡平高原ホテル」「八幡平グリーンホテル」「八幡平大沼茶屋湖」の4軒の宿舎が事業執行されている。



# 三陸復興国立公園

じょうどがはま

ちゅうしゃじょう

# 浄土ヶ浜駐車場

## 変更

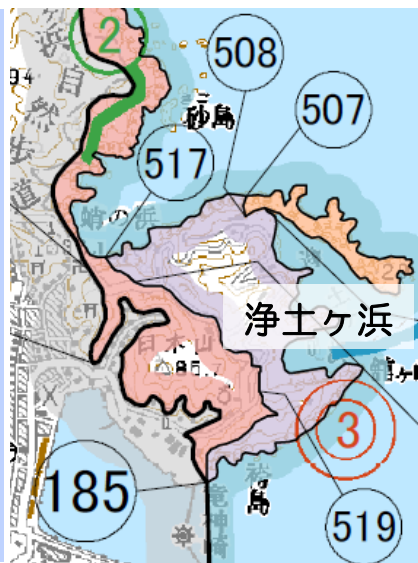
区域面積：1.5ha→1.8ha

執行者（予定者）：宮古市

### ●位置図



### ●計画図



第2種特別地域（宮古市有地）



浄土ヶ浜



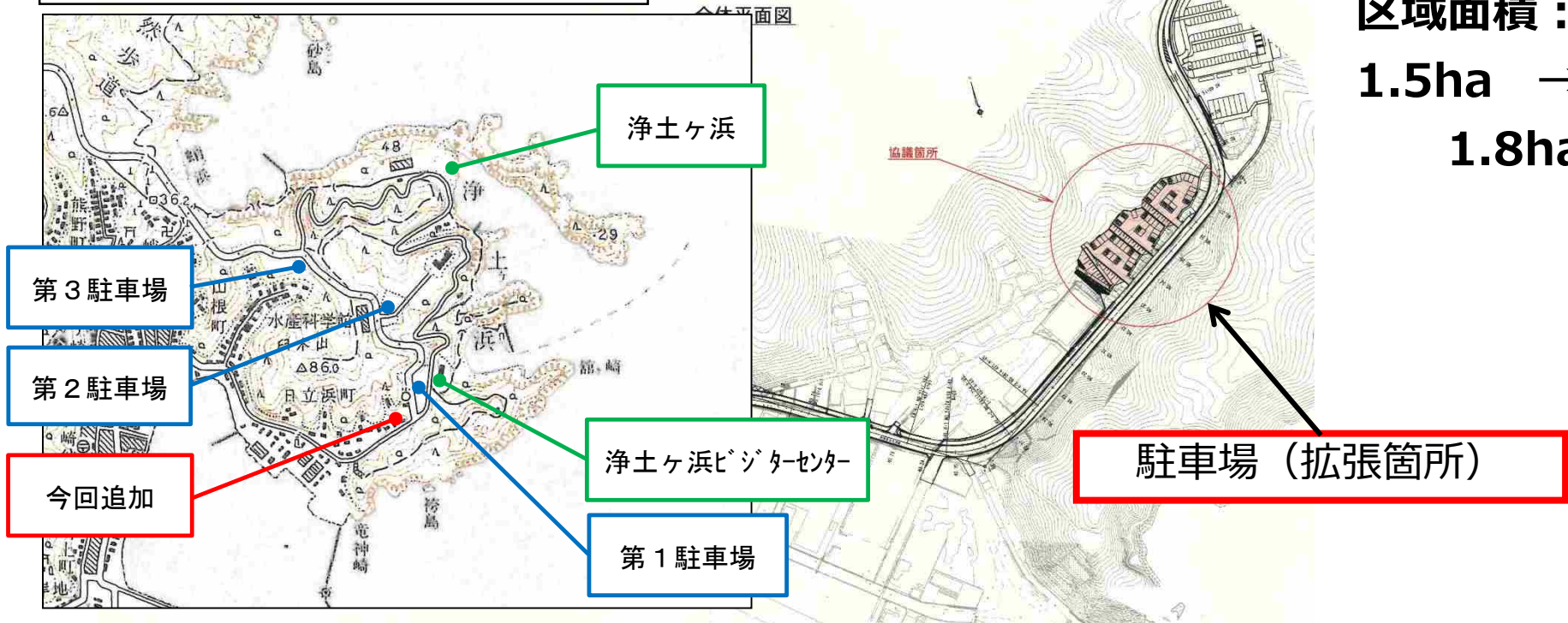
御台場展望台からの眺望

○当該地域は三陸復興国立公園を代表する景勝地である  
 浄土ヶ浜に位置し、事業地周辺では、遊歩道の散策、  
 遊覧船・小型動力船による海上散策、宿舎事業による  
 宿泊、博物展示施設による展示や自然体験プログラム  
 への参加等の利用がなされている。

— 変更後  
— 変更前（現行区域）

事業規模

区域面積：  
 1.5ha →  
 1.8ha



- 事業地周辺は三陸復興国立公園において最も利用者の多い場所であり、年間100万人程度（岩手県観光統計）の利用者が訪れている。
- 事業地へのアクセスは車が中心となっており、現在環境省と岩手県により整備されている3箇所の駐車場では、乗用車378台、大型自動車7台程度の収容が可能であるが、繁忙期は既存の駐車場のみでは対応できないため、仮設住宅の跡地で更地になっている当該地において、宮古市が新規駐車場を整備する。

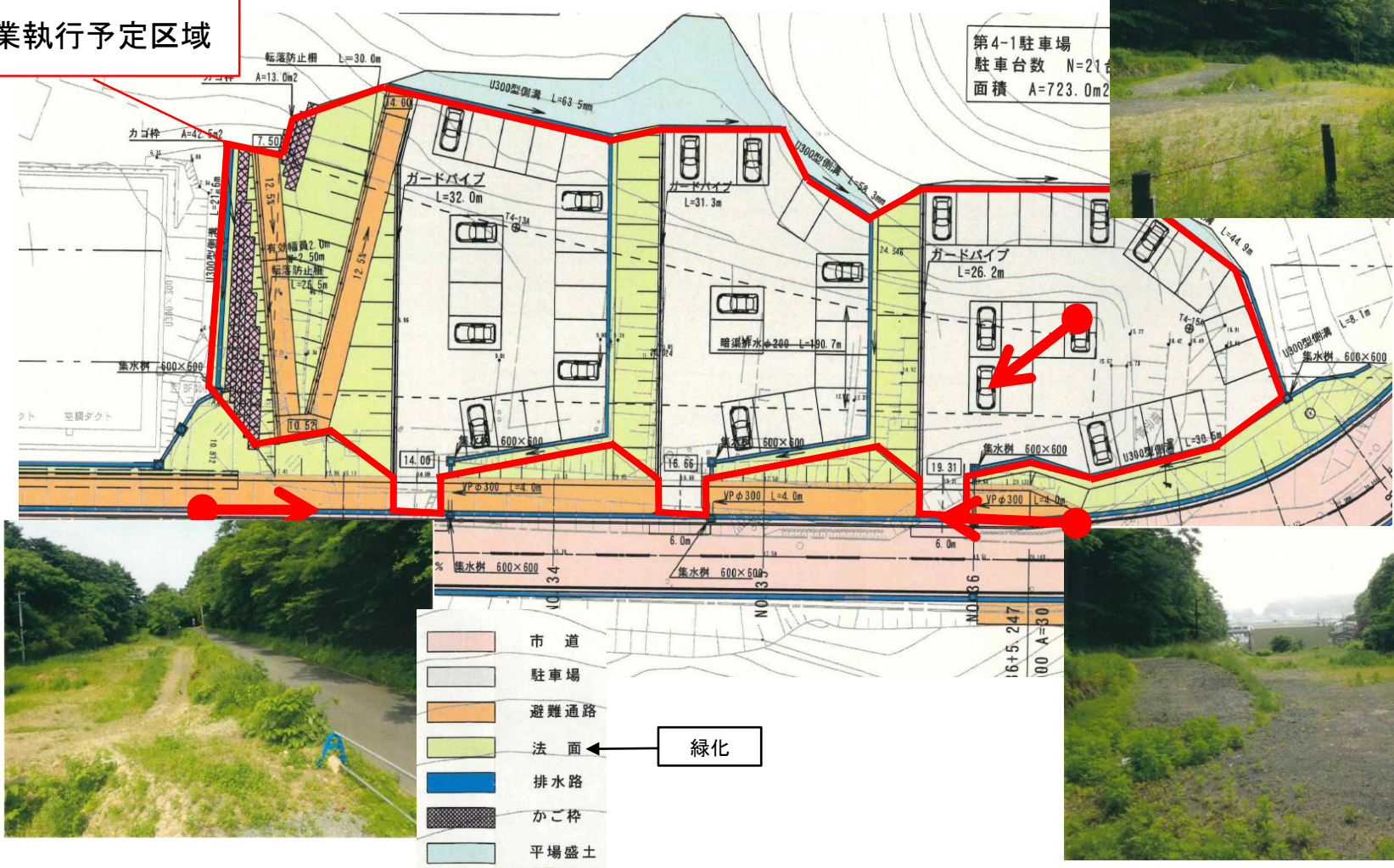
# 駐車場の新設整備

執行予定者：宮古市

- 繁忙期の利用者増加に対応するため、宮古市によって新規駐車場を整備する。

事業執行予定区域

第4-1駐車場  
 駐車台数 N=21台  
 面積 A=723.0m<sup>2</sup>



## 自然環境への影響

- ・新たに駐車場を整備する区域は、東日本大震災に伴い設置した仮設住宅の跡地である。現在は空き地として残り、隣接する浄土ヶ浜道路の線形改良に伴う工事の作業場として使用されている。よって、駐車場の整備による新たな自然環境への負荷は小さい。
- ・また、在来種による植栽等により景観上の支障が最小限となるよう調整する。
- ・整備後は宮古市が管理を行う。





日光国立公園

なすれんざんしゅみやくじゅうそうせん どうろ  
那須連山主脈縦走線道路（歩道）

**変更**

路線距離：20km→20km（変更なし）

再測量による精査

執行予定：環境省・栃木県

特別保護地区、第1種特別地域、第2種特別地域、普通地域（国有林、下郷町）

●位置図

福島県・栃木県



●計画図



- 那須連山を南北に縦走する登山道であり、特に南月山から三本槍岳までは多くの利用者がある。
- 茶臼岳山頂では現在も活発な火山噴気現象が見られ、周辺には火山性荒原が広がる。



【那須連山主脈縦走線】茶臼岳から三本槍岳方面の展望  
（写真中央一番奥が三本槍岳）

# 起点の変更

- 変更（延長）部分
- 変更前（現行区域）

## ■ 路線距離

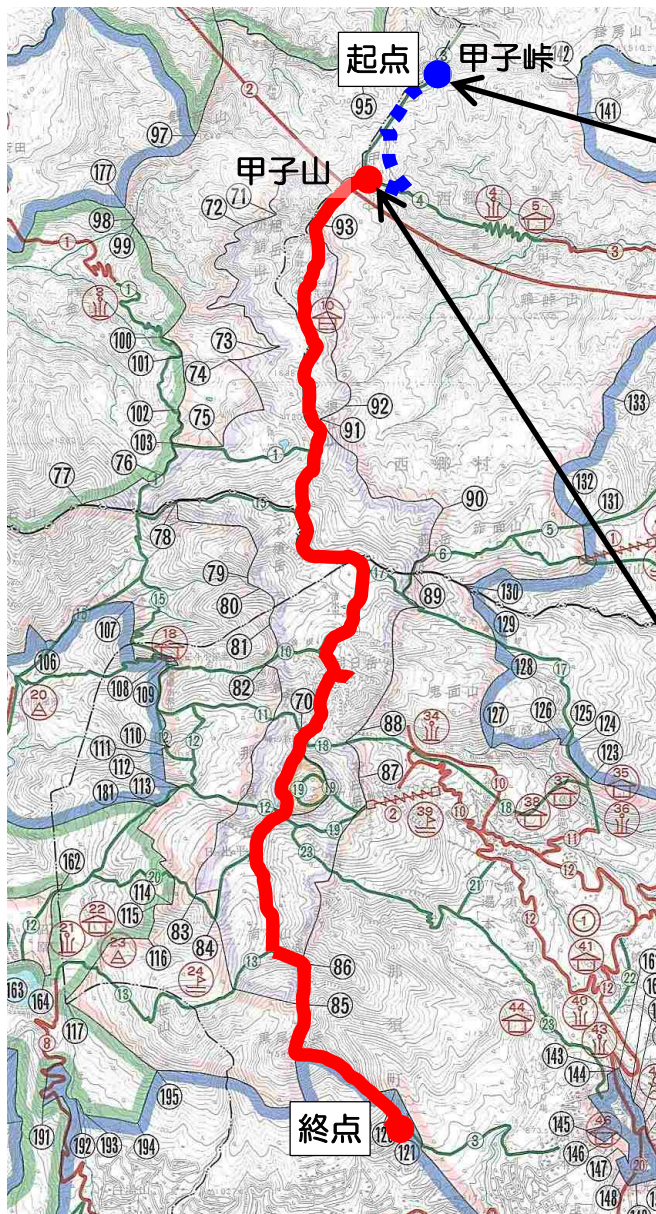
20km→20km

※再測量による

精査の結果変更なし

## ■ 執行予定（変更部分） 環境省

既存歩道の区間及び距離を正しく把握するため、起点を甲子山から甲子峠に変更



甲子峠（変更後 起点）



甲子山山頂（変更前 起点）

# 尾瀬国立公園

## 会津駒ヶ岳登山線道路（歩道）

路線距離：7.2km→7.6km

執行者：環境省、檜枝岐村

**変更**

特別保護地区、第1種・第2種・第3種特別地域（国有林、村有林）



- 日本百名山の会津駒ヶ岳（2,132m）の登山道
  - 駒ノ大池から中門岳間（特別保護地区）には雪田草原が発達イワイチョウ群落など周辺と異なる特異な景観
- 日本の亜高山帯～高山帯下部の湿原植生の特徴を示す植生として、多数の池塘と併せ、景観的に極めて貴重

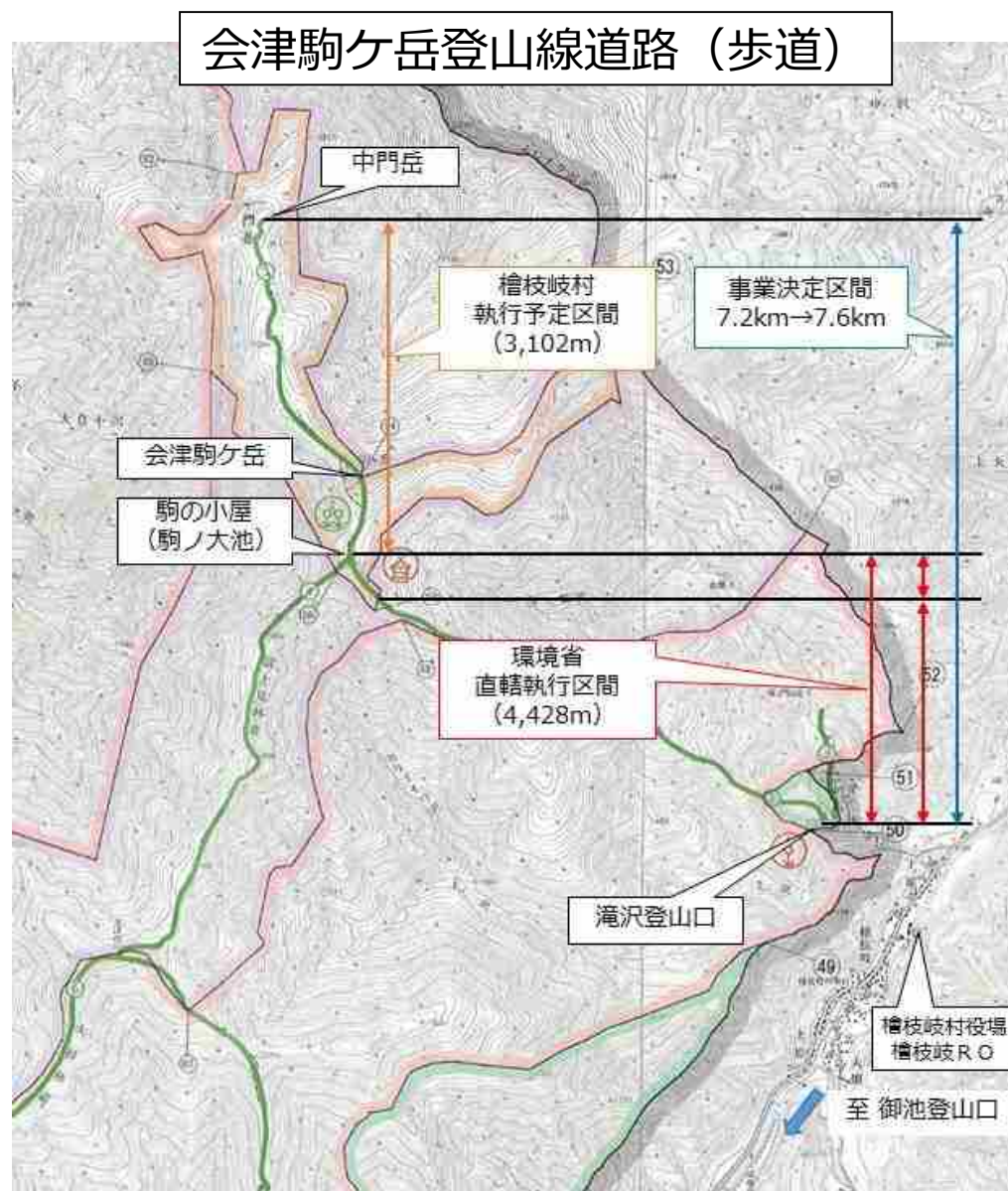
## 変更理由

## 路線の明確化に伴う路線距離の増加

- 日光NPからの分離独立（H19）以前に檜枝岐村が木道を整備（昭和47年～平成14年）
- H20事業決定、H21滝沢登山口～駒ノ大池手前を環境省が直轄執行・整備したが、以奥の区間については未執行
- 整備後15年以上経過し木道の老朽化が激しく、滑りやすく転倒しやすい状態



- 檜枝岐村が駒ノ大池～中門岳を執行、再整備を計画
- 測量結果に基づいて歩道全体の路線距離の見直しを行う



### 保護又は利用上の必要性及び効果

- 老朽化・傾斜した木道が非常に滑りやすく安全上問題  
…特に近年は百名山登山者の高齢者も多く、重大な事故を防ぐ必要
- 滑りやすい木道を避け歩道脇に避けることで、貴重かつ脆弱な植生にも悪影響



- 既設木道の再整備・修繕により、歩きやすく植生を傷つけにくい利用環境へ
- 拡張区域である会津駒ヶ岳の利用環境を整えることで、尾瀬ヶ原に集中している利用者の分散化にも寄与。減少している福島県域側の利用を増進。



老朽化した木道  
(雨で濡れると非常に滑りやすい)

### 自然環境等への影響

- ✓ 再整備は既設木道の撤去、更新又は修繕であり、植生の新たな破壊は伴わない
- ✓ 支障木の伐採等は必要最小限に留め、特に貴重な植生・植物のある場所は避ける
- ✓ 工事時期は、湿原植物の活動が休止に向かう9、10月とし、湿原植生に与える影響を最小限にする
- ✓ 資材搬入等により、外来植物が持ち込まれないよう運搬方法等にも配慮

富士箱根伊豆国立公園  
すわ もり しゅくしや  
諏訪の森宿舎

**廃止**

区域面積 : 0.5ha

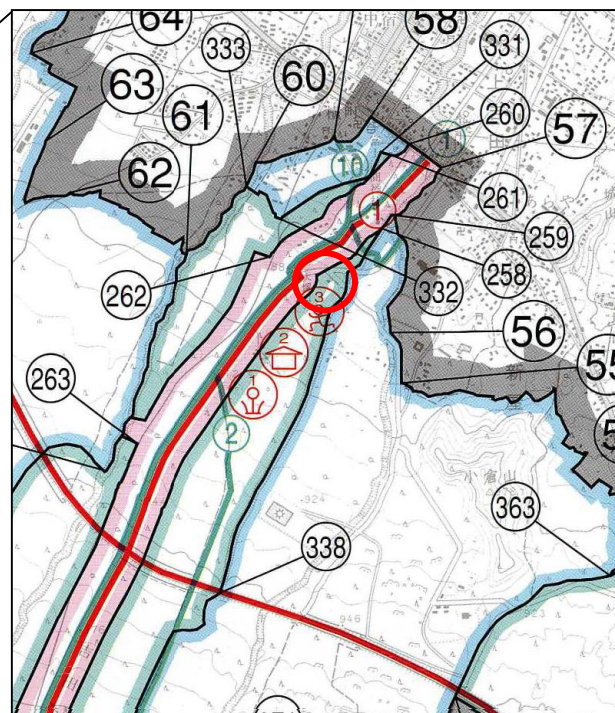
最大宿泊者数 : 150人/日

第2特別地域

●位置図



●公園計画図



- 当該地は富士山の北麓、吉田口登山道沿い標高約900mの丘陵地で、アカマツの人工林が広がっている。
- 富士吉田市が整備した園地（諏訪の森自然公園）と運動場（富士パインズパーク）があり、主に自然散策やピクニックなどに利用されている。

## 廃止理由

- 本宿舎は、富士登山における、北口本宮富士浅間神社を起点とする吉田口登山道の利用拠点を整備する目的で昭和59年に事業決定された。
  - その後、吉田口登山道の利用は、スバルラインを経由した吉田口5合目からの登山利用が主流となり、宿泊拠点は本事業地に隣接する公園外に多くの宿泊施設が整備されている。
  - よって、同事業地に新たに宿泊施設を整備する必要性がなくなったため廃止する。
- ※公園計画の変更に合わせた事業の廃止

## 自然環境への影響

- 本事業による既存施設等はなく、したがって廃止による施設の撤去等の工事も発生しない。
- よって風致景観や希少動植物への影響はない。

# 富士箱根伊豆国立公園 もとすこ せいがん しゆくしゃ 本栖湖西岸宿舎

## 廃止

区域面積 : 1.5ha

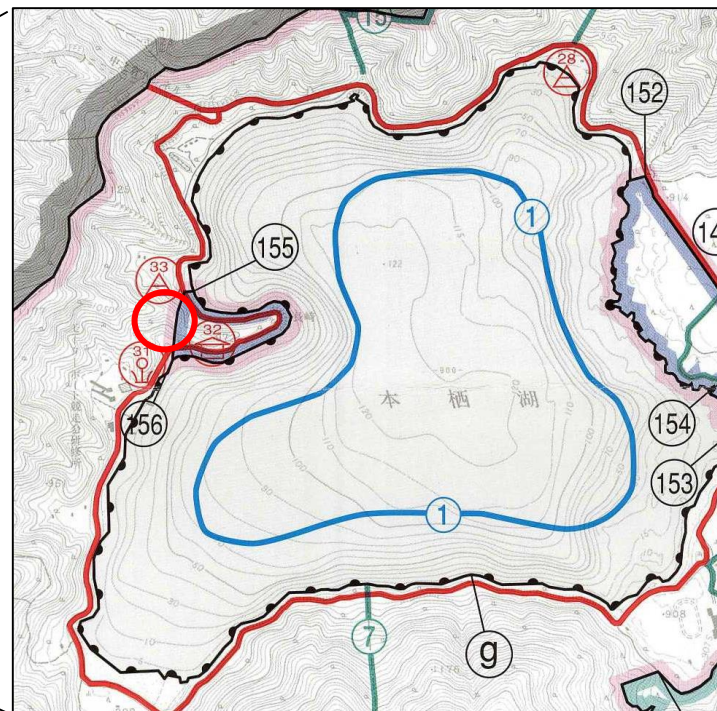
最大宿泊者数 : 100人/日

### 第2特別地域

#### ●位置図



#### ●公園計画図



○当該地は本栖湖の西岸、中ノ倉山や雨ヶ岳、竜ヶ岳に囲まれた平地に位置し、周辺には野営場が整備され、本栖湖での釣りやウインドサーフィン、湖畔の自然散策やキャンプ、周辺の山の登山などの利用が多い。



## 廃止理由

- 本栖湖西岸宿舎は、昭和39年に本栖川尻宿舎として事業決定された。
  - 平成8年の公園計画変更の際に本栖湖西岸宿舎として整理されたものの、現在に至るまで宿舎事業は具体化されていない。
  - 当該地区では野営場が公園の利用拠点として機能しており、宿舎事業としては隣接する本栖集団施設地区内の施設が充実している。
  - よって、本事業地内に宿舎を整備する必要性がなくなったことから廃止する。
- ※公園計画の変更に合わせた事業の廃止

## 自然環境への影響

- 本事業による既存施設等はなく、したがって廃止による施設の撤去等の工事も発生しない。
- よって風致景観や希少動植物への影響はない。